

「かながわ 読書のススメ」(概要)

～神奈川県子ども読書活動推進計画～

第1部 推進計画策定の背景と基本的な考え方

第1章 推進計画策定の背景	1
1 子どもの読書活動の意義	
2 子どもの読書活動の現状	
第2章 推進計画の基本的な考え方	1
1 推進計画の目指すもの	
2 取組の期間	
3 推進体制	
4 県と市町村の役割	

第2部 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

第1章 方策の体系・具体例(略)	
第2章 家庭・地域における子ども読書活動の推進	2
1 家庭における子ども読書活動の推進	
2 地域における子ども読書活動の推進	
第3章 学校等における読書活動の推進	3
1 学校における読書活動の推進	
2 幼稚園・保育所における読書活動の推進	
3 支援を必要とする子どもの読書活動の推進	
4 学校における地域と連携した読書活動の推進	
第4章 学校・関係機関・団体等が連携した読書活動の推進	5
1 学校と公立図書館との連携	
2 県内の図書館サービスのネットワーク化	
3 関係機関・団体等の連携・協力	

平成16年1月

神奈川県教育委員会

かながわ読書のススメ <イメージ図>

<現 状>

- インターネット・テレビやビデオ等映像メディアの発達・普及の影響
- 家庭における読書習慣の未形成
- 子どもの「読書離れ」

子どもの読書活動の必要性（意義）

- ◇ 読書は、「言葉を学び」「表現力や創造力を高め」「知性や感性を豊かにし」子どもが人生をより豊かに深く生きるために欠くことのできない『生きる力』を育むために必要なものです。

【目指すもの】

環境づくり

家庭・地域・学校等のそれぞれの場において本と出会い、親しむことができる環境づくりの推進

機会の提供

家庭・地域・学校等それぞれの教育機能の特性を活かした取組の推進

体制の整備と社会的気運の醸成

すべての子どもが自主的にいつでも、どこでも、読書活動ができるための推進体制の整備と計画の効果的な推進に向けた社会的気運の醸成

家庭・地域

- ☆ 家庭における子ども読書活動の推進
- ☆ 地域（公民館・図書館等）における子ども読書活動の推進

学 校 等

- ☆ 学校における読書活動の推進
- ☆ 幼稚園・保育所における読書活動の推進
- ☆ 支援を必要とする子どもの読書活動の推進
- ☆ 学校における地域と連携した読書活動の推進

推進方策の体系

学校・関係機関・団体等の連携

- ☆ 学校と公立図書館との連携
- ☆ 県内の図書館サービスのネットワーク化
- ☆ 関係機関・団体等の連携・協力

第1部 推進計画策定の背景と基本的な考え方

第1章 推進計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

- 読書には、「楽しむために読む。」「調べるために読む。」「知的欲求を満たすために読む。」など様々な側面があります。

読書は、言葉を学び、表現力や創造力を高め、知性や感性を豊かにし、子どもが人生をより豊かに深く生きるために欠くことのできないものです。
- 子どもの発達段階に応じた読書活動が大切です。

2 子どもの読書活動の現状

- インターネット・テレビやビデオ等映像メディアの発達・普及などにより、読書に親しむ機会の減少
- 保護者が子どもに対して本を読むゆとりがない、あるいは読まないことなどによる、家庭における読書習慣の未形成
- 読書調査等からみた子どもの「読書離れ」
- 国の動向
 - 「子ども読書年」(H12)
 - 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行 (H13.12)
 - 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定 (H14.8)

第2章 推進計画の基本的な考え方

1 推進計画の目指すもの

- 子どもが読書に親しむための環境づくり
 - 家庭・地域・学校等のそれぞれの場において、子どもが本と出会い、親しむことができる環境づくりに努めます。
- 子どもが読書に親しむための機会の提供
 - 家庭（コミュニケーションの一助）、学校等（全校的に行う読書活動）、図書館等（地域住民の読書活動の支援）における特性を活かした取組を推進します。
- 子どもの読書活動推進のための体制の整備と社会的気運の醸成
 - すべての子どもが、自主的に、いつでもどこでも読書活動ができるようにするための推進体制の整備と社会的気運の醸成に努めます。

2 取組の期間

平成16年度から概ね5年間

3 推進体制

行政と民間の関係機関や関係団体で構成する「神奈川県子ども読書活動推進会議」を中核とした取組の推進を図ります。

4 県と市町村の役割

- 県の役割 . . . 市町村の取組の支援、県立学校や私立学校における読書活動の充実を図るための啓発、優れた事例の紹介や発表の機会の提供
- 市町村の役割 . . . 地域の特色に応じた読書活動の取組、家庭・地域・保育所・幼稚園・小・中学校等における関係機関・団体等との連携・協力
- 県と市町村の連携 . . . より良い読書環境づくりと社会的気運の醸成
子ども読書の日（4月23日）を中心とした普及・啓発活動

第2部 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

第1章 (略)

第2章 家庭・地域における子ども読書活動の推進

1 家庭における子ども読書活動の推進

(1) 家庭における子どもと本の出会い

読書習慣の形成には、保護者が子どもの成長に合わせ、良い本と出会い、親しむ機会を設けることが必要です。そこで、家庭教育の一つの重要な取組として、ブックスタート事業の普及に努めるとともに、保護者に対して読書活動の大切さを啓発していきます。

(2) 保護者に対する読書のススメ

- 「PTA活動のためのハンドブック」や家庭教育ハンドブック「すこやか」の中で読書の重要性について取り上げます。
- 家庭教育情報番組「すこやかファミリー」を活用し、読書活動に関する番組を制作・放映します。
- 子育て講座等の機会を活用して啓発するよう、市町村に要請します。
- 保護者を対象とした読み聞かせの体験学習等を実施するよう、市町村にはたらきかけます。

2 地域における子ども読書活動の推進

(1) 公立図書館の体制づくり

- 「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム」等を活用して、公立図書館サービスの充実を支援します。
- 公立図書館・県立高等学校図書館への資料提供・情報交換を行います。

(2) 公民館やその他の施設における読書関連事業の充実

- 「PLANET かながわ」を活用し、図書館や公民館・児童館図書室の活用例について情報を提供します。
- おはなし会や読み聞かせなどの事業を「かながわ体験活動ボランティア活動支援センター」のホームページにより紹介します。
- 「公民館担当者セミナー」等の研修において情報提供や事例紹介を行います。

(3) 障害のある子どもの読書活動の推進

点字本や拡大本を充実することなどを通して、障害のある子どもが地域の図書館や公民館図書室等の施設を活用できるよう、はたらきかけていきます。

(4) 外国籍の子どもの読書活動の推進

地域の図書館や公民館図書室等で、母語による本の紹介や本の整備などを進め、外国籍の子どもが読書に親しめるよう、はたらきかけていきます。

第3章 学校等における読書活動の推進

1 学校における読書活動の推進

(1) 読書習慣の確立と読書指導の充実

- 児童・生徒の読書習慣の確立を目指します。
- 各教科・特別活動・総合的な学習の時間等における学校図書館の利用に努めます。
- 「神奈川子ども読書 200 選」の取りまとめを通して、読書活動を普及・啓発します。

(2) 司書教諭等の役割

- 小・中学校では、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、県立高校での司書教諭の計画的な配置のための養成に努めます。
- 司書教諭等の資質の向上に向けた研修を行います。
- 学校教育放送番組を活用し、学校図書館の活用や司書教諭の役割について紹介し、啓発に努めます。

(3) 学校図書館の機能の充実

- 学校図書館が「読書センター」、「情報センター」、「学習センター」としての機能の充実を図るための取組を推進します。
- 神奈川県学校図書館協議会等との連携や教職員の資質の向上を図るための研修への参加を支援することなどにより、校内体制の充実を図ります。
- 児童・生徒の主体的・自主的な活動を支える実践的な取組を紹介し、活動の充実に努めます。

2 幼稚園・保育所における読書活動の推進

(1) 幼稚園における読書に親しむ機会の提供

幼稚園教育要領の趣旨を踏まえ、幼稚園児が読書に親しむために、幼稚園に対し県内の先導的な取組の情報を提供することなどを通じて、各幼稚園が読書環境を整えるよう、支援を行います。

(2) 保育所における読書に親しむ活動の促進

保育園保育指針の内容を尊重し、保育所に通う子どもや一般開放で来所する子どもに、年齢や発達段階に応じて、紙芝居や絵本の読み聞かせ、かるた遊びなどを通して、読書に親しむ活動の促進します。

3 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

(1) 障害のある子どもの読書活動の推進

学校における教科指導や日常生活の指導など様々な機会を利用して、教員による児童・生徒への読み聞かせを推進していきます。

(2) 外国籍の子どもの読書活動の推進

外国籍の児童・生徒が読書に親しむことができるよう、学校における教科指導や日常生活の指導を通して、その児童・生徒の実態に即した本の紹介や読書の指導等を推進します。

4 学校における地域と連携した読書活動の推進

(1) 図書館・公民館の活用

学校は、教職員や保護者と図書館・公民館職員が読書活動について活発に情報交換するとともに、児童・生徒がこれらの施設が主催する事業への参加をはたらきかけます。

(2) その他の施設の活用

学校は、教育活動の目的に応じて、博物館・美術館などの施設における図書資料の有効活用を図るとともに、豊かな体験活動の機会となるよう計画的に利用するよう努めていきます。

(3) 地域・保護者との連携・協力

学校図書館に関わる学校図書館ボランティアや地域の人々、保護者による読み聞かせや学校図書館の蔵書整理などの取組を広く県内へ紹介し、学校における読書環境の充実に努めます。

第4章 学校・関係機関・団体等が連携した読書活動の推進

1 学校と公立図書館との連携

- 公立図書館の持っている図書資料や人的資源を活用するよう、学校にはたらしかけます。
- 県立図書館と県立高校の間で試行している図書資料の貸出・搬送やレファレンスサービスなどの連携の充実に努めます。

2 県内の図書館サービスのネットワーク化

県内の公立の図書館や図書館類似施設が資料の相互貸借や問い合わせを行う「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム」の充実に努めます。

3 関係機関・団体等の連携・協力

(1) 関係機関・団体等が連携した取組

- 「子ども読書活動推進フォーラム（仮称）」の開催により、読書活動を推進する気運の醸成を図ります。
- 「子ども読書活動推進モデル地区」を指定し、関係機関・団体がそれぞれの特徴に応じた取組を充実するとともに、関係者が一体となった先導的な取組（「協働事業」）の試行を行います。

(2) 社会教育関係団体等との連携強化

団体の総会や研修会等の機会を通して、子どもの読書活動の推進について情報提供や啓発を行うとともに、団体の活動事例などの情報交換の機会を設けるよう努めます。

(3) 私学・保育関係団体への啓発・情報提供

団体の総会や研修会等の機会を通して、子どもの読書活動の推進について、啓発・情報提供を行います。

(4) 優良図書の推薦と周知・普及

神奈川県児童福祉審議会が推薦する優良図書を、県内の各学校、書店、関係機関等に広く周知し、優良図書の普及に努めます。